

新市建設計画

平成16年12月

笠懸町・大間々町・東村合併協議会

平成26年12月

みどり市

令和元年9月

みどり市

目 次

I 序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	3
3 新市の概況	4
4 主要指標の見通し	11
II 新市建設の基本方針	13
1 新市建設の基本方針の体系	13
2 基本理念	14
3 新市の将来像	15
4 新市まちづくりへの取り組み	16
5 新市創造戦略プラン	21
III 新市建設の主要施策	25
1 健やかに生きる安心のまちづくり	25
2 潤いある快適なまちづくり	27
3 個性と文化を育むまちづくり	29
4 安全で利便性あるまちづくり	31
5 にぎわいと活力あるまちづくり	33
6 参加と協働のまちづくり	35
7 新市における群馬県事業の推進	36
IV 公共施設の適正配置と整備	37
V 財政計画	38
1 財政計画	38

I 序論

1 合併の必要性

笠懸町、大間々町、東村の3町村は、群馬県の東部に位置し、渡良瀬川の清流や溪谷美、足尾山地から連なる山々など豊かな自然に恵まれています。岩宿遺跡に象徴されるように古代の遺跡が数多く存在し、江戸時代から足尾銅山の銅を運ぶ銅山街道の宿場町として、また絹糸と農産物の集散地として栄えました。現在では国道50号、122号、353号が走り、鉄道4路線が乗り入れるなど東京をはじめ各所へ容易に足を延ばすことができ、古くからの交通の要衝地です。3町村は、様々な取り組みを活発に行うとともに、共通する行政課題に対して、連携・協力をしながら諸施策を展開してきました。

このような中で、3町村は次に掲げる合併の必要性を認識し、平成16年2月に合併協議会を設立して協議を進めてきました。

(1) 地方分権の推進と行財政力の強化

地方分権は、国と市町村の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする新しい関係をつくり、市町村の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものです。

住民にもっとも身近な市町村単位のまちづくりを実現するため、サービスの供給体制やそのための人材確保、政策立案能力などの自治能力の向上などが求められています。

また、国においても国庫補助金や負担金を整理し、地方交付税を見直す「三位一体の改革」を進めていくとしており、改革の受け皿となる市町村の行財政基盤の強化が求められています。

このような状況に対応するため、効率的な行政運営や財政的自立などを目的として、合併による行財政能力の向上を実現していく必要があります。

(2) 少子高齢社会への対応

本格的な少子高齢社会の到来により、地域の実情に応じたきめ細かな介護サービスが求められるなど、福祉サービスの内容も高度かつ多様になります。

このように、ますます増大する少子高齢化に対応した福祉施策や社会基盤整備などの需要に応えるため、合併によって財政基盤を強化し、サービス内容を強化することで、質の高いサービスを提供することが期待されます。

(3) 住民の生活圏の拡大への対応

交通・通信技術の発達、車社会の到来などによるライフスタイルの変化や産業構造の変化によって、人びとの日常の生活圏はますます拡大しており、これまでの市町村の区域を越えた行政需要がますます増大してきています。

このような要請に適切に対処するためには、これまでの市町村の区域を越えて広域的な視点で質の高い住民サービスができる体制づくりが求められており、合併によって質の高い、効率的な取り組みが求められています。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、笠懸町、大間々町、東村の合併後の新市を建設していくための基本方針を明らかにするとともに合併後の総合計画の基本となるものです。

このため、3町村の速やかな一体性の確立を促進し、協力連携のもと、魅力ある地域づくりや、住民福祉の向上、行政サービスの高度化等を目指すものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針と、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から令和7年度までの21年間とします。

(4) 計画の区域

笠懸町、大間々町及び東村の全域をこの計画の対象区域とします。

3 新市の概況

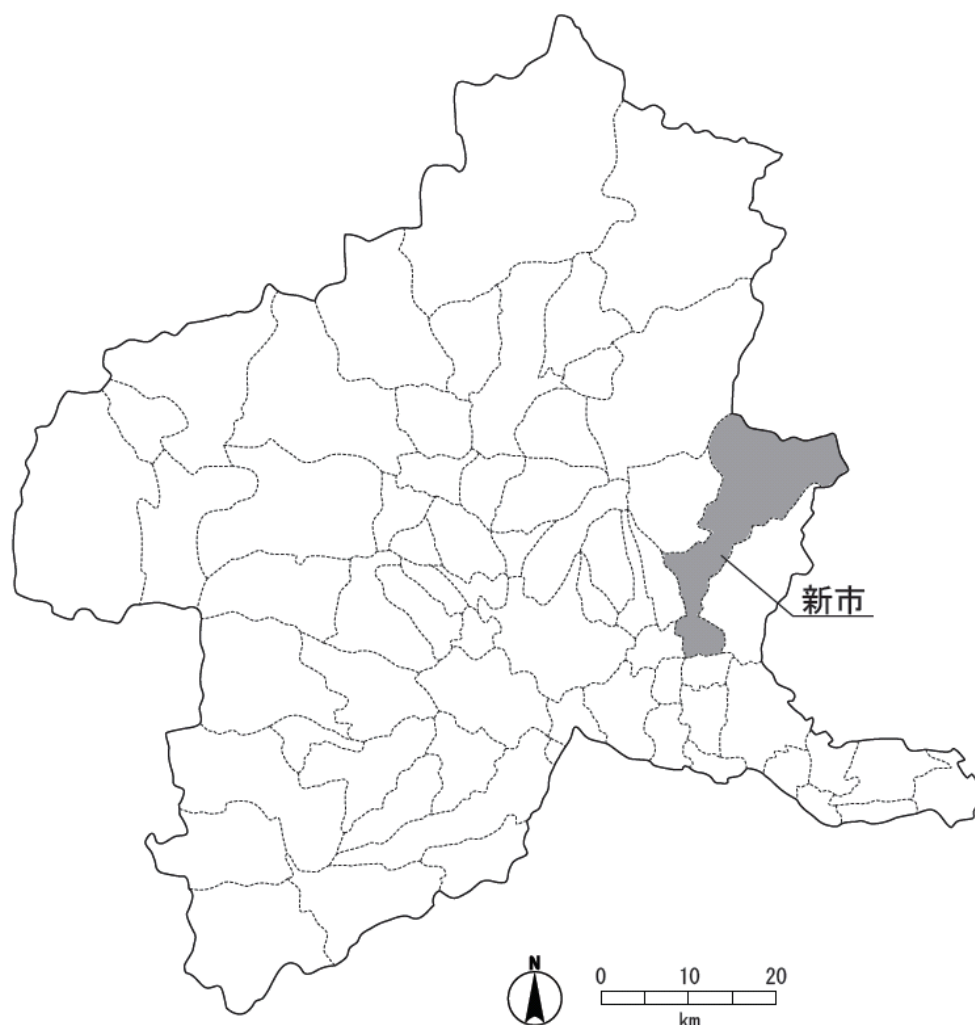
(1) 位置と地勢

新市は群馬県の東部に位置し、総面積は208.23k m²となります。

新市域は桐生市、栃木県足尾町を始め、群馬、栃木両県の11市町村と接しており、首都東京からは100km圏内になります。

新市の北部には足尾山地が連なっており、その山塊に源をもつ渡良瀬川が新市の北東から南東にかけて流れ、新市の中部から南部にかけてはその清流が作りだした大間々扇状地によって形成されています。

図：新市の位置



※令和元年9月現在の市の総面積は208.42k m²

※令和元年9月現在の隣接市町村は、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、佐野市、鹿沼市、日光市の7市となっています。

(2) 土地利用

土地利用の推移を見ると、平成2年から30年までの28年間に田、畑及び山林が減少し、宅地が増加しています。

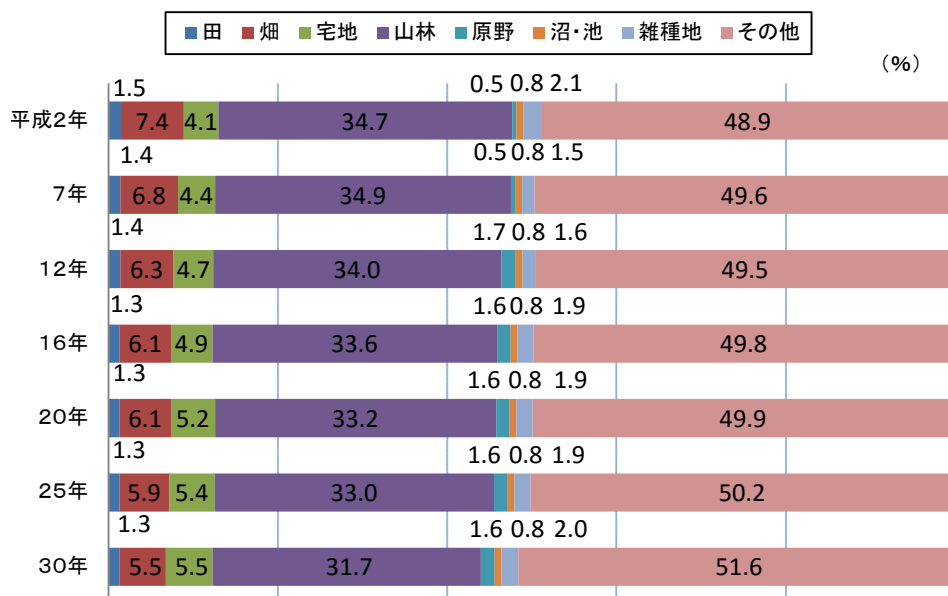
図表：土地利用の推移

単位：ha・%

	合計	田	畑	宅地	山林	原野	沼・池	雑種地	その他
平成2年	20,525 (100.0)	309 (1.5)	1,528 (7.4)	837 (4.1)	7,118 (34.7)	103 (0.5)	171 (0.8)	428 (2.1)	10,031 (48.9)
7年	20,823 (100.0)	297 (1.4)	1,416 (6.8)	921 (4.4)	7,265 (34.9)	110 (0.5)	170 (0.8)	321 (1.5)	10,322 (49.6)
12年	20,823 (100.0)	282 (1.4)	1,320 (6.3)	986 (4.7)	7,081 (34.0)	346 (1.7)	171 (0.8)	338 (1.6)	10,299 (49.5)
16年	20,823 (100.0)	277 (1.3)	1,271 (6.1)	1,030 (4.9)	6,986 (33.6)	335 (1.6)	170 (0.8)	387 (1.9)	10,367 (49.8)
20年	20,823 (100.0)	275 (1.3)	1,260 (6.1)	1,078 (5.2)	6,921 (33.2)	334 (1.6)	170 (0.8)	390 (1.9)	10,394 (49.9)
25年	20,823 (100)	271 (1.3)	1,219 (5.9)	1,120 (5.4)	6,875 (33.0)	334 (1.6)	170 (0.8)	388 (1.9)	10,446 (50.2)
30年	20,842 (100)	267 (1.3)	1,152 (5.5)	1,154 (5.5)	6,598 (31.7)	330 (1.6)	170 (0.8)	426 (2.0)	10,745 (51.6)

※平成2年及び平成7年の原野については、一部その他に含みます。

資料：固定資産税概要調書



(3) 人口と世帯

新市を構成する笠懸町、大間々町、東村の人口を国勢調査で見ると、合計では平成2年から緩やかな増加傾向を示していますが、平成17年をピークに減少に転じています。町村別では、笠懸町は増加していますが、大間々町と東村は減少傾向にあります。

世帯数については、合計では一貫して増加傾向にあります。1世帯あたりの人口の平均は減少傾向にあり、核家族化の傾向がうかがえます。

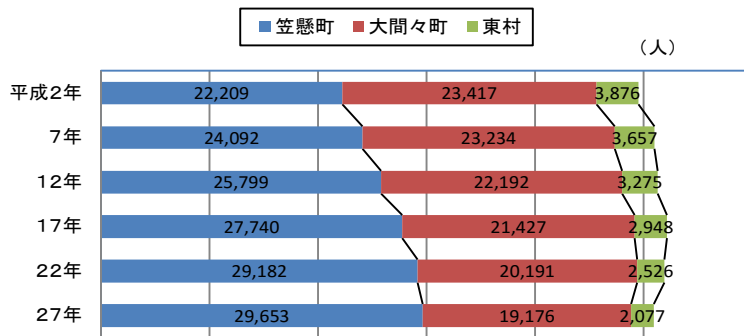
年齢3区分別人口では年少人口が徐々に減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

図表：総人口の推移

単位：人・%

	平成2年	増減率	平成7年	増減率	平成12年	増減率	平成17年	増減率	平成22年	増減率	平成27年	増減率
笠懸町	22,209	-	24,092	▲ 8.5	25,799	▲ 7.1	27,740	▲ 7.5	29,182	▲ 5.2	29,653	▲ 1.6
大間々町	23,417	-	23,234	▲ 0.8	22,192	▲ 4.5	21,427	▲ 3.4	20,191	▲ 5.8	19,176	▲ 5.0
東村	3,876	-	3,657	▲ 5.7	3,275	▲ 10.4	2,948	▲ 10.0	2,526	▲ 14.3	2,077	▲ 17.8
小計	49,502	-	50,983	▲ 3.0	51,266	▲ 0.6	52,115	▲ 1.7	51,899	▲ 0.4	50,906	▲ 1.9

資料：国勢調査

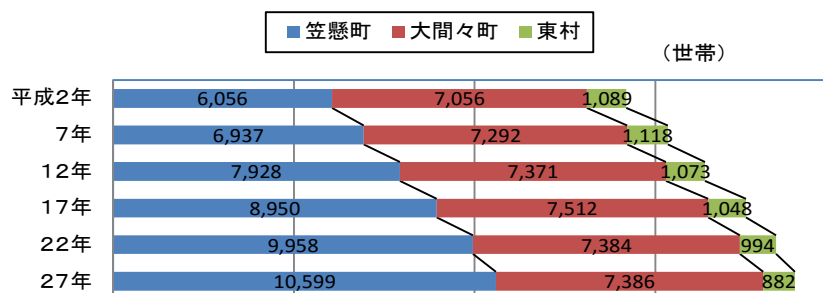


図表：総世帯数の推移

単位：世帯・%

	平成2年	増減率	平成7年	増減率	平成12年	増減率	平成17年	増減率	平成22年	増減率	平成27年	増減率
笠懸町	6,056	-	6,937	▲ 14.5	7,928	▲ 14.3	8,950	▲ 12.9	9,958	▲ 11.3	10,599	▲ 6.4
大間々町	7,056	-	7,292	▲ 3.3	7,371	▲ 1.1	7,512	▲ 1.9	7,384	▲ 1.7	7,386	▲ 0.0
東村	1,089	-	1,118	▲ 2.7	1,073	▲ 4.0	1,048	▲ 2.3	994	▲ 5.2	882	▲ 11.3
小計	14,201	-	15,347	▲ 8.1	16,372	▲ 6.7	17,510	▲ 7.0	18,336	▲ 4.7	18,867	▲ 2.9

資料：国勢調査

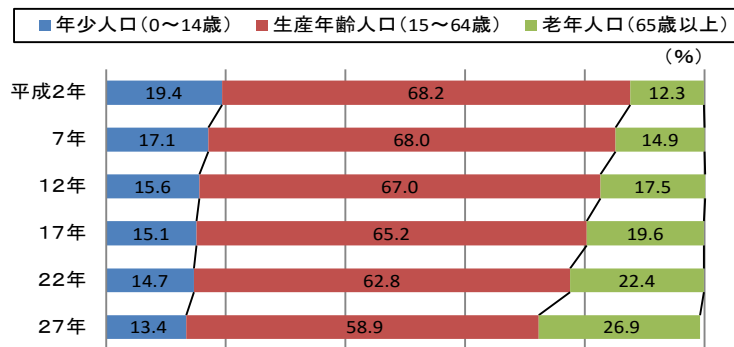


図表：年齢3区分別人口の推移

単位：人・%

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成2年	49,502	9,609 (19.4)	33,783 (68.2)	6,110 (12.3)
7年	50,983	8,705 (17.1)	34,668 (68.0)	7,610 (14.9)
12年	51,266	7,984 (15.6)	34,325 (67.0)	8,957 (17.5)
17年	52,115	7,890 (15.1)	33,988 (65.2)	10,197 (19.6)
22年	51,899	7,632 (14.7)	32,578 (62.8)	11,632 (22.4)
27年	50,906	6,833 (13.4)	29,966 (58.9)	13,709 (26.9)

※総人口には「年齢不詳」を含む。資料：国勢調査



(4) 産業

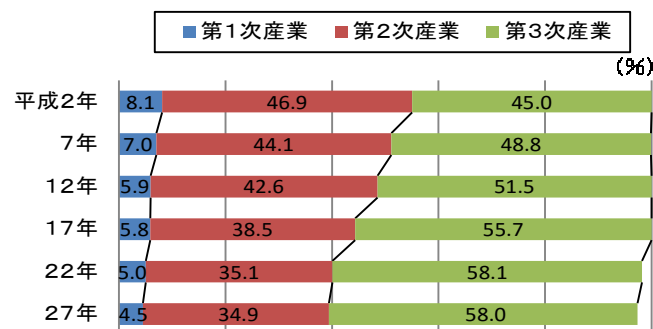
産業別就業人口では、就業者総数は平成12年から22年にかけて減少しましたが、27年では増加しています。第1次産業においては、平成2年から27年の間に2,078人から1,147人へと45%減少しています。第2次産業も平成2年から27年の間に26%減少し、第3次産業が増加傾向にあります。

図表：産業別就業人口の推移

単位：人・%

	就業人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成2年	25,661	2,078 (8.1)	12,036 (46.9)	11,547 (45.0)
7年	26,832	1,890 (7.0)	11,846 (44.1)	13,096 (48.8)
12年	26,509	1,568 (5.9)	11,289 (42.6)	13,652 (51.5)
17年	26,382	1,541 (5.8)	10,152 (38.5)	14,689 (55.7)
22年	25,510	1,270 (5.0)	8,964 (35.1)	14,822 (58.1)
27年	25,687	1,147 (4.5)	8,958 (34.9)	14,888 (58.0)

※就業人口には「分類不能の産業」を含む。資料：国勢調査



①農業

農業においては、農家総数が著しい減少傾向にあり、農業就業人口も平成2年から27年までの25年間で2,726人から952人へと65%減少しています。

農業産出額では、全てにおいて減少しています。

図表：農業就業人口と農家数の推移

単位：人・戸・%

	農業就業人口	農家総数	専業農家	兼業農家		
				第1種兼業農家	第2種兼業農家	兼業農家総数
平成2年	2,726	1,525 (100.0)	347 (22.8)	297 (19.5)	881 (57.8)	1,178 (77.2)
7年	2,390	1,309 (100.0)	312 (23.8)	274 (20.9)	723 (55.2)	997 (76.2)
12年	1,766	807 (100.0)	261 (32.3)	171 (21.2)	375 (46.5)	546 (67.7)
17年	1,529	662 (100.0)	262 (39.6)	156 (23.6)	244 (36.8)	400 (60.4)
22年	1,228	525 (100.0)	238 (45.3)	99 (18.9)	188 (35.8)	287 (54.7)
27年	952	432 (100.0)	204 (47.2)	85 (19.7)	143 (33.1)	228 (52.8)

資料：世界農林業センサス・農林業センサス

図表：農業産出額の推移

単位：千万円

	合計	耕種										畜産 養蜂 含む	養蚕
		小計	米	麦	穀物 豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 作物	その他		
平成2年	716	489	20	3	1	6	438	13	6	1	1	203	24
7年	606	466	22	1	1	7	410	12	10	-	3	133	7
12年	570	450	14	1	1	6	404	11	12	1	-	118	2
17年	527	410	12	1	-	4	380	7	6	-	-	117	-

※平成18年度より市町村別の調査は実施していません。

資料：生産農業所得統計

②商業

商業においては、商店数、従業者数及び年間商品販売額は平成11年をピークに減少していましたが、平成26年から増加傾向にあります。商店数は、平成3年から28年までの間に769店舗から514店舗へと33%減少しています。

図表：商店数などの推移

	商店数	従業者数	年間商品販売額
平成3年	769	3,333	104,219
6年	745	3,969	111,549
9年	768	4,638	127,116
11年	794	5,021	129,923
14年	742	4,670	109,743
16年	726	4,750	106,079
19年	674	4,394	101,410
24年	480	3,594	84,947
26年	499	3,521	93,183
28年	514	3,663	102,215

資料：商業統計調査、経済センサス

③工業

工業では、事業所数が平成10年までは、増加していましたが、その後減少しています。従業者数は平成8年から28年の20年間で、5,472人から3,288人へと40%減少しています。

製造品出荷額等は年々増加していましたが、平成14年より減少し、平成20年は増加しましたが、その後、減少傾向にあります。

図表：事業所数などの推移

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成8年	361	5,472	112,557
10年	368	5,353	115,249
12年	335	5,075	117,326
14年	264	4,638	102,404
16年	247	4,411	99,896
18年	239	4,294	90,390
20年	233	4,372	124,573
22年	185	3,545	100,044
24年	178	3,630	98,070
26年	159	3,536	94,786
28年	141	3,288	76,913

資料：工業統計調査

④観光

平成29年度観光客入込み数が最も多い施設は貴船神社で、449,000人となっており、初詣に多くの人々が訪れます。草木ダム周辺の観光施設では、富弘美術館に85,387人、サンレイク草木に37,843人、など観光客で賑わいます。また、鍾乳洞や親水公園のある小平の里は118,307人、高津戸峡周辺は110,100人で、利用者の大半が地域住民であることが推測されるかたくりの湯の入込み数は135,509人となっています。

図表：観光客入込み数の状況

単位：人

施設名	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度
岩宿の里	-	125,700	42,500	29,000	22,500
岩宿遺跡	34,672	28,686	25,206	22,590	22,905
かたくりの湯	-	-	116,751	141,568	133,260
ひまわり花畑	-	-	-	1,000	3,500
小平の里	193,500	252,413	178,000	162,000	144,000
高津戸峡周辺	71,700	148,000	108,000	107,000	110,000
貴船神社	377,000	490,000	570,000	503,000	582,000
コノドント館	10,726	10,593	6,548	9,036	8,172
富弘美術館	306,172	439,842	400,025	251,794	337,668
童謡ふるさと館	36,546	24,004	12,237	7,715	5,814
総合運動公園	36,810	40,791	36,373	29,282	22,439
サンレイク草木	129,622	119,211	95,338	131,690	118,895

施設名	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成29年度
岩宿の里	24,000	8,000	14,500	12,000
岩宿遺跡	21,224	28,648	25,293	27,468
かたくりの湯	144,147	79,293	131,311	135,509
ひまわり花畑	3,500	32,000	30,000	35,000
小平の里	120,200	127,288	130,366	118,307
高津戸峡周辺	109,000	102,800	103,700	110,100
貴船神社	560,000	464,000	449,000	449,000
コノドント館	10,697	10,622	8,271	9,439
富弘美術館	192,775	130,583	107,941	85,387
童謡ふるさと館	5,566	4,551	5,300	6,505
総合運動公園	17,273	14,566	15,061	11,931
サンレイク草木	67,981	42,534	41,575	37,843

資料：市観光課、社会教育課調べ

注1) 岩宿の里（かたくりさくらまつり）は平成8年から開催。

2) かたくりの湯は平成9年に開館。

3) ひまわり花畑は平成12年から入込み数の調査を開始。

平成22年から集計方法を変更（イベント開催時のみの集計から、ひまわり開花期間の集計へ）。

4 主要指標の見通し

(1) 将来人口の想定

総人口は平成17年をピークに減少に転じ、令和7年には50,139人と推計され、人口減少が進むことが予測されます。

図表：人口の想定

単位：人・%

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口						
総人口	51,266	52,115	51,899	50,906	51,206	50,139
年齢3区分別人口						
年少人口 (0～14歳)	7,984 (15.6)	7,890 (15.1)	7,632 (14.7)	6,833 (13.4)	6,783 (13.2)	6,516 (13.0)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	34,325 (67.0)	33,988 (65.2)	32,578 (62.8)	29,966 (58.9)	29,952 (58.5)	28,992 (57.8)
老年人口 (65歳以上)	8,957 (17.5)	10,197 (19.6)	11,632 (22.4)	13,709 (26.9)	14,471 (28.3)	14,631 (29.2)
前期老年人口 (65歳～74歳)	5,154 (10.1)	5,280 (10.1)	6,001 (11.6)	7,362 (14.5)	7,456 (14.6)	6,271 (12.5)
後期老年人口 (75歳以上)	3,803 (7.4)	4,917 (9.4)	5,631 (10.9)	6,347 (12.5)	7,015 (13.7)	8,360 (16.7)

※平成12年から平成27年までは、国勢調査（実績）

※令和2年及び令和7年は、みどり市人口ビジョン（平成28年3月）における将来展望

※総人口には年齢不詳を含む。

(2) 世帯数の想定

世帯数は、増加が続いており、平成12年以降も核家族化の進行などによって増えることが予想されます。特に平均世帯人員の減少は3.0人を下回り、令和7年には19,026世帯、平均世帯人員2.6人と想定することができます。

図表：世帯数の想定

単位：戸・人

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯数						
世帯数	16,372	17,510	18,336	18,867	19,065	19,026
平均世帯人数	3.1	3.0	2.8	2.7	2.7	2.6

※平成12年から平成27年までは、国勢調査（実績）

※令和2年及び令和7年の世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所資料（平成30年3月推計）における群馬県の推計値に準じて算出

(3) 就業人口の想定

産業別の就業人口は、平成12年以降第1次産業就業者が大きく減少し、第2次産業就業者が漸減を続け、第3次産業就業者が増加する傾向を見せています。

今後もこの傾向は続く予想され、令和7年は、第1次産業就業者が741人となり、第2次が7,304人、第3次が17,542人となると想定されます。

図表：就業人口の想定

単位：人・%

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
就業人口						
就業人口	26,509	26,382	25,510	25,687	25,700	25,587
第1次産業	1,568 (5.9)	1,541 (5.8)	1,270 (5.0)	1,147 (4.5)	928 (3.6)	741 (2.9)
第2次産業	11,289 (42.6)	10,152 (38.5)	8,964 (35.1)	8,958 (34.9)	8,023 (31.2)	7,304 (28.5)
第3次産業	13,652 (51.5)	14,689 (55.7)	14,822 (58.1)	14,888 (58.0)	16,749 (65.2)	17,542 (68.5)

※平成12年から平成27年までは、国勢調査（実績）

※令和2年及び令和7年は推計値

※就業人口には「分類不能の産業」を含む。

II 新市建設の基本方針

1 新市建設の基本方針の体系

基本理念

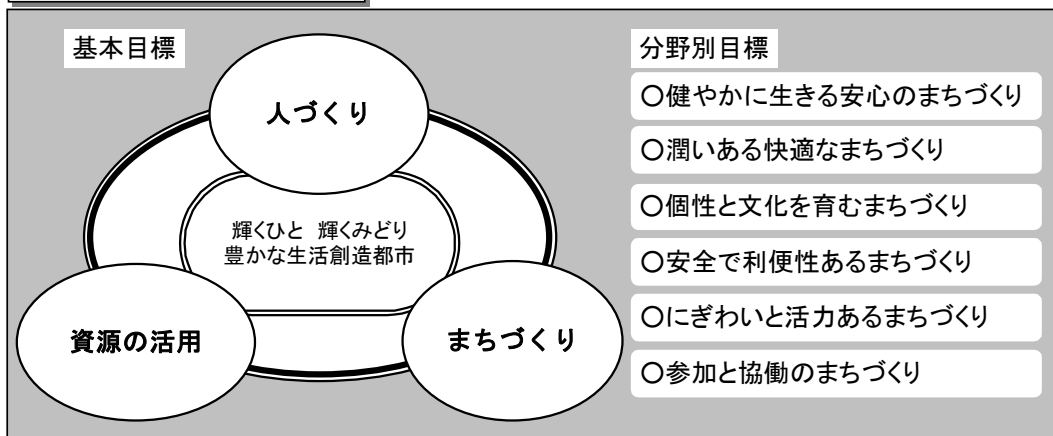
ひと・まち・しぜん 協働と共生のまちづくり

- ひとと人がたすけあう協働のまちづくり
- ひとと自然が出会う共生のまちづくり
- ひととまちと自然が織りなす豊かさづくり

新市の将来像

輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市

新市まちづくりへの取り組み



新市創造戦略プラン

- 新市の道づくりプラン
- 健康の里づくりプラン
- 新産業創造プラン
- 出会いの里づくりプラン
- 田園都市づくりプラン

2 基本理念

新市建設の基本理念として

ひと・まち・しぜん 協働と共生のまちづくり

を掲げます。

- ひとと人がたすけあい、協働してまちづくりに取り組みます
- 人が生きることとみどり豊かな自然が共生する新市をつくります
- 人の活動とまちの資源が織りなす豊かさづくりに取り組みます

協働は、住民と行政、民間企業・団体が協力し合い、地域づくりの知恵と力を出し合って、新市の建設に取り組むことです。

共生は、新市の山や川などの自然環境、農山村の豊かな歴史・文化と現代に生きる私たちの人間活動が織りなす豊かな社会を創り出すことです。

3 新市の将来像

このような基本理念を踏まえ、新市の将来像を次のように定めます。

輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市

輝くひとは、新市の老若男女すべての住民が、安心して安全にいきいきと生きる姿を表し、また、新市を訪れる人びとが、住民と交流して余暇を楽しみ、笑顔輝く姿を表しています。

輝くみどりは、新市の北部に広がる赤城東麓の森と足尾に連なる山々のみどりが輝き、渡良瀬の清流が輝く姿を表し、また南部の丘陵とその裾に広がる田畑のみどりが輝く様を表しています。

この“人とみどり輝くふるさと”で、だれもが生活しやすい社会基盤の整備と地域資源を活かした産業経済の創造によって、学び・楽しみ・触れあい、外から訪れる人々との交流による豊かな新市をつくっていきます。

4 新市まちづくりへの取り組み

(1) 基本目標

新市建設の基本理念を実現するため、新市づくりの基本目標として次の3つを掲げます。

①人づくり

基礎的自治体としての新市づくりに取り組み、身近な生活の場である近隣社会をつくっていく上で、もっとも大切なのは人づくりです。

人づくりは、未来への有形・無形の投資でありかつ地域社会を活性化していく起爆剤づくりです。

この地域の人々が長い歴史のなかで育んできた地域資源を活用し、次代に残しながら新しい地域文化を創り上げるために人材の育成を図ります。

②まちづくり

新しいまちづくりは、暮らしやすいまちをつくること、安全・安心に生活できるまちをつくることです。そのため、住民と行政、民間の協働によって、住民にとっての住みやすさと観光交流で訪れる人にとっての魅力あるまちをつくっていきます。

道路・交通など都市基盤の整備に取り組み、交流の拡充や産業の開発、地域イベントの創造などによる新市の活力あるまちづくりに取り組みます。

③資源の活用

新市は、大間々地区のコノドント館、笠懸地区の岩宿遺跡をはじめ古い時代からの歴史文物に恵まれ、また銅山街道が活況を呈した時代からの歴史文化も残されています。

また、赤城東麓に広がる山岳景観、山林の緑と渡良瀬川の清流は、単に豊かな自然ということだけでなく、歴史文化とつながる貴重な地域資源です。これらを農林業の場だけでなく、自然環境そのものを活用して新しい産業・経済活動、文化活動をつくりだす資源として活用していきます。

(2) 分野別目標

笠懸町・大間々町・東村の3町村の合併による新市建設は、新市の一体性の確立、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目的とし、次のような視点に立って進めていきます。

①健やかに生きる安心のまちづくり

だれもが健康で心豊かに活力ある生活ができる地域社会づくりを目的として、少子高齢社会に対応した地域保健・医療・福祉事業の充実を図り、連携を深めていきます。

②潤いある快適なまちづくり

生活の根幹的基盤の整備や災害に強い安全・安心な社会の建設、環境に配慮した循環型社会への取り組みを進め、「潤いと安らぎの生活環境づくり」を実現していきます。

③個性と文化を育むまちづくり

地域の教育力を高め、幼児・児童・生徒の生きる力・学ぶ力の向上と学校教育環境の再整備に努めます。また、市民一人ひとりの幼児期から高齢期にいたるまで、あらゆる時期における多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進します。

さらに、地域の歴史や文化の承継、保全に努め、豊富な人材と文化資源を活かして、市民が気軽に文化活動に参加できる環境や優れた芸術文化に触れることのできる環境整備を進め、地域に根ざした市民文化を創りだしていきます。

④安全で利便性あるまちづくり

新市は南北に細長い地形になっており、山間部は渡良瀬川に沿って道路、鉄道があり、集落が連なっています。新市の中・南部は、国道・鉄道各線が乗り入れる交通の要所となっています。

このような地形のなかで、新市の基盤となる市街地整備、道路・交通網の整備を、長期的視野に立って計画的に整備し、地域の均衡ある発展のための社会基盤整備に努めます。

⑤にぎわいと活力あるまちづくり

産業・経済の活性化を図り新市に「まちの活力・まちの元気」を生み出していく豊かさと活力を創造していきます。そのため、新市の貴重な資源を形成している自然との共生を基本にし、農林業をはじめ商工業、地域資源を生かした観光の振興に努めます。

また、産業間の連携と地域資源の活用により、まちの新しい産業の創造に努めます。

⑥参加と協働のまちづくり

新市のまちづくりは、地方分権の時代にふさわしい自立と自己決定の行財政運営を進めることにあります。そのため、効率的な行政運営、創意と工夫を基調とする合理的な財政運営に取り組み、市民の参加を得て住民満足度の高いまちづくりを進めます。

また、女性を取り巻く社会環境の変化に対応した男女共同参画社会を実現、人権問題をはじめとする差別のない社会を実現していきます。

(3) 地域別の整備方針

①地域拠点の整備

地域住民の生活拠点として、笠懸地区中心部、大間々地区市街地、東地区花輪に地域拠点の充実を図ります。

また、岩宿遺跡と岩宿の里周辺、ながめ余興場と高津戸峡周辺、草木ダム・富弘美術館周辺を観光交流の拠点として整備していきます。

②中山間地の発展構想

新市の北部に位置する東地区の草木ダム周辺や、大間々地区の小平の里などの自然環境・観光施設を活用しながら森林、河川を活かして自然体験のできる環境整備を進めます。

また、農地や山林を活用して農林業体験による観光交流の場を整備していきます。

③南部の市街地整備

大間々地区から笠懸地区に至る区間には、大間々地区の国道122号沿いの市街地、大間々地区南部の新市街地、笠懸地区の市街地が連たんしています。

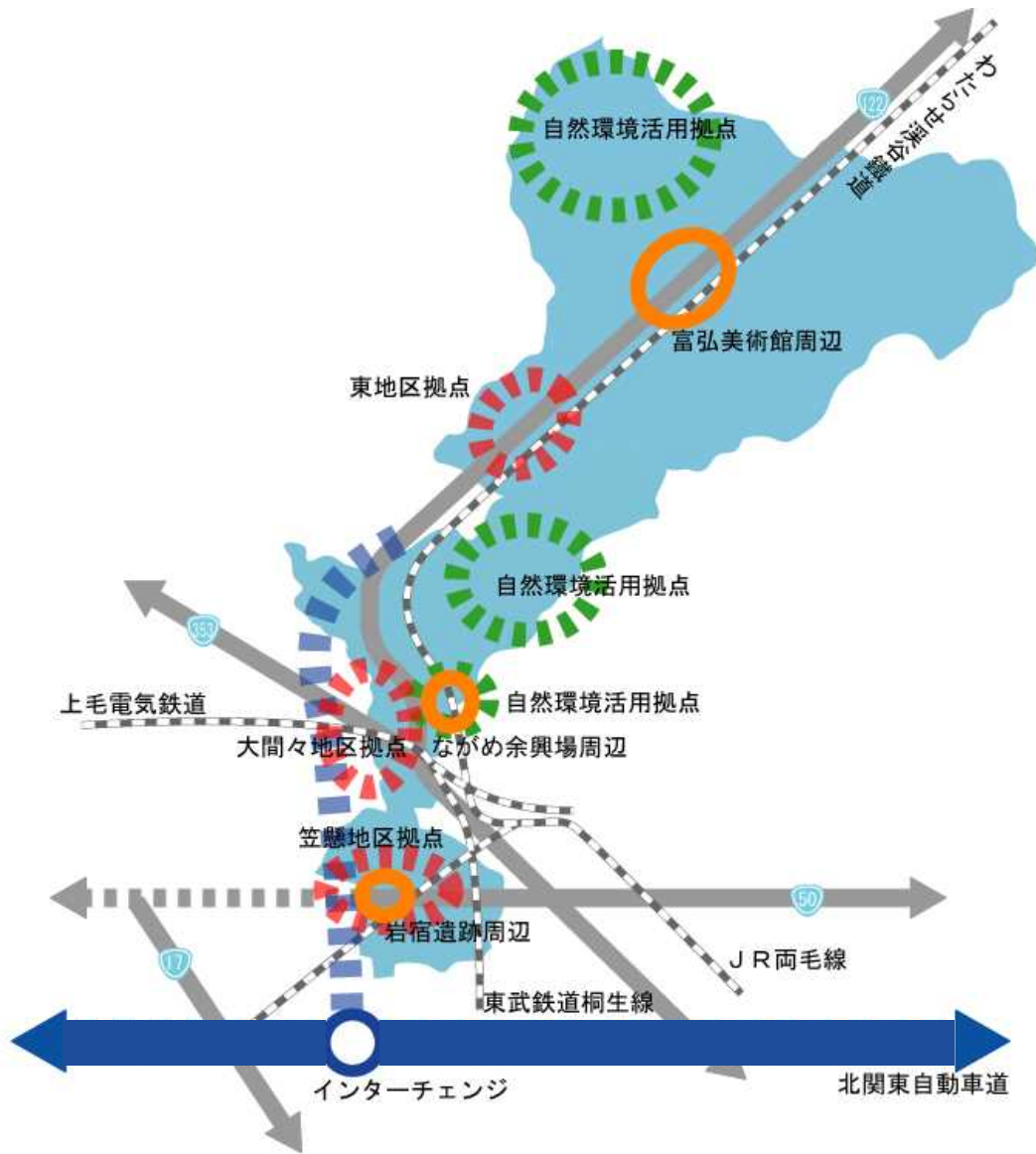
新市においては、都市計画マスタープランを策定するとともに、良好な土地利用を推進して新市の核となる交通軸の整備、住宅地、商工業地の適切な配置による合理的な市街地形成を図ります。

④農地の保全と農業の振興

中山間地では、地産地消をテーマに、小規模・多品目栽培などによる観光・交流と連携づけた農地の有効活用を進めていきます。

また、市街化が進む南部地域では、高度な野菜生産技術による消費地向けの生産と、果樹、花きなどの生産による農業の活性化を図ります。

図：地域整備方針図

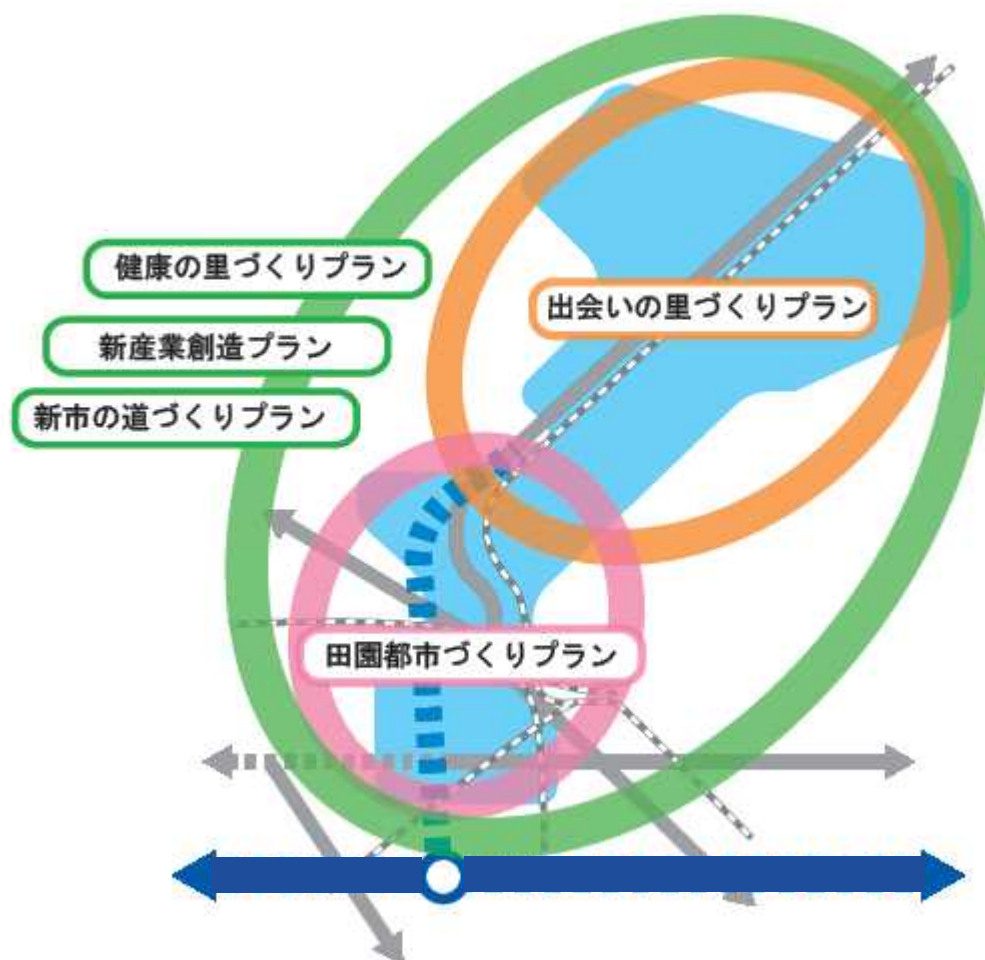


5 新市創造戦略プラン

新市の将来像「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」を実現するため、新市建設の牽引的な役割を果たすプロジェクトを“新市創造戦略プラン”として設定し、積極的に推進します。

この新市創造戦略プランは、3町村がこれまでそれぞれに育んできた個性をつなぎ、地域資源を最大限活用して、新たな価値の創造に向かう探求型プロジェクトです。

図：新市創造戦略プラン



(1) 新市の道づくりプラン

① 新市を元気にするアクセス道路づくり

- 北関東自動車道太田藪塚インターチェンジアクセス道路の整備を促進します。
- このアクセス道路と北関東自動車道は、新市を高速自動車道路ネットワークに結びつけます。
- アクセス道路を、人と物流の幹線道路として位置付け、地域振興の起爆装置として新市の産業経済を活性化していきます。

② 新市の地区と拠点をつなぐバス運行

- 3町村の拠点と駅・地区をつなぐバス運行の充実を図ります。
- 利用者の需要に応じて弾力的な運行サービスを行うデマンドバス、コミュニティバス、地区を巡る循環バスの導入を図ります。
- このバス運行は、住民の足として、観光交流客の移動手段として生活と観光交流の基盤となります。

③ 鉄道の利用を促進するプラン

- わたらせ渓谷鐵道を生活交通機関としてだけでなく、観光交流イベントと結びついた運行によって利用の増大を図り、訪れる人と住んでいる人の出会いの鉄道として地域活性化の柱として再生します。
- バス運行・パークアンドライドのシステムの導入、レンタサイクルシステムづくりなど交通施策の工夫によって利用しやすさを創出し、JR両毛線、東武鉄道桐生線、上毛電気鉄道を生活に密着した環境にもやさしい交通手段として活用していきます。

④ 情報のみちづくり

- 高速通信網による情報流通の時代に対応するため、光ファイバーの敷設など情報通信基盤の整備を促進し、情報通信格差の是正に努めます。
- 新市の山間部などテレビ難視聴地域や携帯電話不通話地域の解消に努めます。

(2) 健康の里づくりプラン

① 元気な人とまちづくり

- 健康福祉施設の整備と機能の向上によってだれもが健康で元気に生活できる健康の里づくりを進めます。
- とくに高齢者が生き甲斐をもって暮らせる長寿の里を目指します。
- だれもが使いやすく、障害のないバリアフリーの公共施設整備とユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

② 子育てしやすいまちづくり

- 子育て支援の充実によって、子どもを産み育てやすい環境を整備し、子どもにとっても親にとっても生活しやすいまちをつくっていきます。
- 親の不安、子どもの不安を、地域の助け合いによって解消し、生き生きとした生活ができる子育てのまちをつくっていきます。

③ 健康のまちづくり

- 生涯を通じた健康づくり活動に取り組み、年齢と生活形態にあった、だれもが元気に生きることのできる健康づくり事業を展開していきます。
- 個人・家庭・地域社会・行政が協働して健康づくり活動を進めます。

(3) 新産業創造プラン

① 自然のなかで起業支援

- 新市の豊かな自然のなかで、未来の産業を創りだす起業家・起業集団の誘致に努め、小規模でも可能性と活力のある事業所を育てていきます。
- 山間地の小規模な土地、市街地の空き店舗などを活用して、小さな初期投資、少ない人数でも成り立つ工房づくりを支援します。

② 体験観光農業

- 家族・グループで楽しめる観光農園や貸し農園などを整備し、農業経験のある高齢者に指導を受けたり、交流できるように関係機関・団体と協力しながら体験観光農業を展開します。

③ バイオマス農林業

- 地域資源を活用し、農林業廃棄物などを再利用できるバイオマス事業に取り組み循環型農林業による環境に優しい産業を育成していきます。
- この循環型農林業は、農林家経営による取り組みと新規就農者による農業、農業法人、農業関連NPOなどの多彩な主体の参加によって実現していきます。

④ 商店街活性化

- 市街地の商店街に見られる空き店舗は、交流やイベント、街角空間として活用して付加価値をつけていきます。
- 個々の店舗は、大型店とは違った顔の見える店づくりを進めて、車での買い物にはない立ち寄り型店舗としての継続を支援していきます。

(4) 出会いの里づくりプラン

① 川と森の出会いづくり

- 豊かな自然のなかで楽しく安全に利用することのできる交流と体験の森づくり、川づくりを進め、経済効果を生み出す活用方策を探究していきます。
- 袈裟丸山などの山林や渡良瀬川を活用した体験学校の設置支援、体験インストラクターの育成によって自然体験・交流を自然活用の産業にまで高めます。

② いやしの交流づくり

- 多くの人が集まる富弘美術館・草木湖周辺をいやしと交流の拠点として整備していきます。
- 全国にも数少ない芝居小屋であるながめ余興場を拠点とし、景観そのものを活用して、だれでもが参加できる芝居イベントを創りだします。

③ 山づくり援軍隊の創設

- 手入れが行き届かなくなった山林の復活を目指して、間伐、下草刈り、枝落としなど山林の手入れを新市住民と都市住民による支援グループを創設します。

(5) 田園都市づくりプラン

① 良好な市街地づくり

- 大間々地区、笠懸地区の市街地を都市計画マスタープランに基づいて良好な市街地づくりに努めます。
- 都市施設の整備や都市計画道路の整備を進め、交通機関の充実によって、機能性の高い市街地を形成します。

② 緑の広がる都市づくり

- 河岸段丘の緑の保全、高津戸峡と要害山の風致地区を緑地空間として保全・活用していきます。
- 稲荷山や阿左美沼の風致地区の保全と鹿田山・天神山・荒神山の緑の保全と活用を進め、市民の利用しやすい森として整備していきます。
- 市街地のなかでは、都市公園の整備、農村部では農業公園や広場など身近な公園・緑地づくりを進めます。

Ⅲ 新市建設の主要施策

1 健やかに生きる安心のまちづくり（保健・医療・福祉分野）

（1）保健・医療の充実

生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、保健・医療・福祉の連携を図り、さまざまな角度から住民の健康づくりを支援できる仕組みづくりに努めます。

一人ひとりが自らの健康をつくるという考えのもとに、疾病に対する正しい知識の普及や各種検診（健診）の充実を図り、健康に関する啓発活動、支援に努めます。

（2）地域福祉の充実

地域の人々が互いに助け合い、身近な生活範囲を単位とした地域福祉活動の確立と充実を図ります。地域福祉に関する啓発活動を進め、関係団体との連携を強化しながら、地域住民の活動を活発にし、住民のボランティア活動の活性化を図ります。

既存施設の整備・充実を図るとともに、保健福祉活動の拠点となる施設の整備を進めます。

（3）高齢者福祉の充実

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、高齢者福祉サービスの拡充を図り、相談・支援体制の強化、介護保険制度や後期高齢者医療制度の充実に努めます。また、社会参加を含めた生きがいづくり、住環境対策など総合的な高齢者福祉の仕組みを確立します。

高齢者が地域のなかで安心して暮らせるように、家庭や地域福祉団体、関係機関などとの連携を強化していきます。

（4）障害者福祉の充実

障害をもった人々が地域のなかで心豊かな生活が送れるよう、障害の実状に即した療育体制づくりやサービスの提供に努め、自立支援や社会参加など、総合的な福祉体制を確立します。

ユニバーサルデザイン導入による公共施設整備など、人に優しいまちづくりを進めるとともに、障害者福祉の拠点となる施設の整備を検討します。また、家庭・地域・行政の密接な協力のもとに、地域ぐるみの支援体制づくりに努めます。

（5）児童福祉の充実

安心して子育てができ、子供たちが健やかに育つ環境をつくるため、子育てを支援する体制の充実と施設の整備を進めます。また、子育てに関する地域での協力体制づくりや交流の場づくりに努めます。

すべての児童を心身ともに健全に育成するため、親の社会進出の増加などに伴う保育施設

への入所希望者の増加や保育ニーズの多様化に対応できるよう、体制とサービス内容の充実に努めます。

経済的負担が大きい保護者に対し、福祉医療や児童手当をはじめ諸手当制度の普及促進を図り、経済的負担の軽減に努めます。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名
保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター整備事業 ・診療所整備事業 ・検診・相談事業の充実 ・地域医療体制充実事業
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉拠点施設整備事業 ・福祉事務所設置事業 ・地域福祉計画の策定 ・ボランティア活動推進事業
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉充実事業 ・シルバー人材センター支援事業 ・高齢者社会参加促進事業 ・介護保険事業
障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設整備事業 ・在宅福祉充実事業 ・日常生活支援事業 ・社会参加促進事業
児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館整備事業 ・学童保育所整備事業 ・保育施設整備事業 ・知的障害児支援費支給事業 ・地域子育て支援センター事業の充実

2 潤いある快適なまちづくり（生活環境分野）

（1）循環型社会の創造

生活排出物の発生抑制や再利用、リサイクルを推進するなど循環型社会の形成に向けた資源ごみの回収、ごみの減量化などについて、市民・事業者と一体となって取り組みます。

（2）交通安全・防犯対策

安全な交通環境づくりのため、人に優しく安全な道路整備や交通安全施設の整備を進めます。また、交通事故をなくす啓発活動を行い交通安全に対する意識の向上を図ります。

防犯対策については、市民、警察、関係団体と連携しながら防犯意識の啓発や防犯活動の強化を図り、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

（3）消防・防災・救急対策

広域消防との連携を強めながら、自治消防の充実に努めるため、消防団員の確保と消防設備・施設の整備を進め、地域消防力の強化を図ります。また、消火訓練や自主防災組織の充実を通じて、火災予防と防災意識に関する啓発を進めます。

災害発生時に備え、地域防災計画の見直しを進めながら、情報ネットワークの確立や支援体制の強化に努め、安全な地域をつくっていきます。

（4）上・下水道の整備

安全で良質な飲料水を供給していくため、水源の確保や上水道施設の整備に努めます。

下水道は、流域関連公共下水道事業や農業集落排水事業の計画的な整備を推進します。また、雨水排水対策の強化などに取り組みます。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名
循環型社会の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定 ・ごみの減量化推進事業 ・環境保全推進事業 ・不法投棄対策事業 ・環境教育・環境学習の充実
交通安全・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全パトロール事業 ・交通安全施設整備事業 ・交通安全意識啓発事業 ・防犯施設・設備整備事業
消防・防災・救急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の策定 ・防災設備・備蓄品整備事業 ・防火施設整備事業 ・消防団活性化事業 ・地域防災体制整備事業 ・消防設備・施設整備事業 ・消防車両整備事業 ・救急・救助体制整備事業
上・下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設整備事業 ・流域関連公共下水道施設整備事業 ・農業集落排水施設整備事業 ・雨水排水対策事業 ・浄化槽設置整備事業

3 個性と文化を育むまちづくり（教育・文化分野）

（1）生涯学習の充実

生涯学習社会に対応した多様な学習機会の提供を図るため、各種の情報提供をおこなうとともに、だれでもが参加できる生涯学習活動の環境を整え、その活動を支援します。

市民の出会いや交流を深め、地域の連帯感を醸成するための学習機会や活動を推進します。

（2）幼児教育・学校教育の充実

家庭や地域社会と保育施設、幼稚園、学校など関係機関が連携して、幼児・児童・生徒がのびのびと健全に育つよう教育内容の充実に努めます。

一人ひとりの個性や能力を生かすことのできる教育内容の充実やきめ細かな指導などによる学習方法の多様化を図ります。

（3）青少年の健全育成

家庭・学校・職場・地域社会で青少年の健全育成に取り組み、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した育成体制の整備を図ります。また、青少年が地域社会の一員として活動ができる場を創りだしていきます。

（4）社会教育の充実

市民の学習要求に的確に応えるとともに、社会教育関係施設が十分な機能を発揮できるよう、基盤整備とネットワーク化を進め、多様な学習ニーズに対応できる学習支援の環境整備を進めます。

学習情報の提供とともに、社会教育関係団体やグループサークル間の連携を図り、市民の自主的な学習活動を支援します。

（5）生涯スポーツの振興

だれもが健康でいきいきとした生活が送れるよう、日常生活の中に体力・健康づくりを視野に入れた生涯スポーツの振興を図ります。また、多様化する市民ニーズに対応するため、「いつでも」「だれでも」気軽に利用できるスポーツ施設の整備を進めます。

（6）文化・芸術・伝統文化の振興

市民の文化活動を活性化するため文化施設の整備を図り、地域文化の高揚と文化の発信基地として活用します。

指定文化財は保存と文化活動への活用を図ると共に、地域に伝わる伝統文化・伝承行事などは後世へ受け継いでいくために保護や紹介などを積極的に行い、地域文化への認識を高めていきます。

また、優れた芸術・文化に触れることのできる環境の整備を進めるとともに地域に根ざし

た市民の文化・芸術活動を支援します。

(7) 地域間交流・国際交流の推進

交流の拠点をつくり出すため、交流資源の発掘・開発や施設整備、交流イベントの開催などの条件を整え、あらゆる分野での多面的な交流を推進します。

児童・生徒の国際交流事業で国際社会にはばたく子どもの育成を目指すとともに、草の根の国際交流において、子どもを取り巻く大人たちの交流も含めて、豊かな国際感覚を身に付けた人づくりを目指します。

【主な事業】

施策名	事業名
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報提供事業 ・生涯学習推進体制の充実
幼児教育・学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校施設整備事業 ・国際理解教育推進事業 ・教育内容充実事業 ・教育相談事業の充実 ・情報化教育設備整備事業
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加活動・体験活動推進事業 ・非行防止活動推進事業
社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設整備事業 ・学習講座・教室等の開催
生涯スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設整備事業 ・スポーツ大会・教室等の開催
文化・芸術・伝統文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設・文化施設周辺整備事業 ・文化財・遺跡保存整備事業 ・伝承文化・伝統行事の保存 ・地域文化振興事業
地域間交流・国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市との交流事業 ・交流イベントの促進 ・海外派遣・受入れ事業

4 安全で利便性あるまちづくり（社会基盤分野）

（1）市街地・地域核の整備

市街地は、大間々地区の市街地と笠懸地区の市街地が連たん性をもって広がっており、この地域については都市計画法に基づく誘導と規制、道路・公園などの都市施設の整備を進め、良好な市街地を形成していきます。また、東地区では、国道122号に沿ってかつての宿場に集落が形成されており、地域の核としての整備を進めます。

（2）緑の空間整備

新市の北部に広がる山林は、人々の安らぎの場、交流と体験の空間として保全と活用を進めていきます。また、南部の扇状地に点在する丘陵は、公共緑地や公園、里山などとしての整備を図り、緑に包まれたまちづくりを進めます。

渡良瀬川をはじめとする河川やダム湖周辺については、親水空間としての整備を進めます。また、街道筋に広がる街並み景観の創出や、美しい風景など自然景観の保全に努めます。

（3）治山・治水対策

多くの小河川・沢・谷を有する新市では、関係機関と協力して治山・治水事業に取り組み、自然災害の防止と危険個所の把握に努めます。安全な河川であることの治水の観点に立ち、河川改修や治山・砂防事業に取り組みます。

（4）道路整備

新市の発展にとって道路整備は重要な事業であり、国道50号前橋笠懸道路、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジアクセス道路の整備を促進します。また、地域間道路網の確立を図るとともに、都市計画道路の整備を進め、安全性や景観に考慮した、人に優しく、快適な道路づくりに努めます。

（5）住環境の整備

新市発足後の総合計画に基づき、住宅マスタープランを策定し、公営住宅や宅地供給等の充実を図ります。

公営住宅については、入居者のニーズに対応できるよう、住戸改善を進めながら規模の適正化を図り、快適でゆとりのある住宅の供給に努めます。また、老朽化した公営住宅は建て替えるだけでなく、跡地分譲なども検討し、土地の有効利用を図ります。

新市の北部においては定住人口の確保を図るため、土地利用計画との整合性を図りながら、自然と調和のとれた効果的な宅地の供給に努めます。

（6）公共交通（鉄道・バス）の確保

鉄道を生活に密着した交通手段、観光・交流の交通機関として利用の増進を図ります。路

線バスについては運行の継続を図りながら、より利便性を高め、観光客の利用にも使いやすいように利用者の需要に応じて弾力的な運行サービスを行うデマンドバスなどの合理的運行を推進します。

(7) 情報通信基盤の整備

新市においては、地域情報通信基盤の整備を促進し、情報通信格差の解消を図ります。また、情報通信技術を活用した新しい行政サービスの提供を行い、市民生活の利便性の向上に努めます。

【主な事業】

施策名	事業名
市街地・地域核の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定 ・土地区画整理事業
緑の空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地・公園整備事業 ・緑の基本計画の策定 ・河川・ダム周辺整備事業
治山・治水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・治山・治水事業
道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・北関東自動車道太田藪塚インターチェンジアクセス道路整備促進事業 ・国道50号前橋笠懸道路整備促進事業 ・幹線道路整備事業 ・生活道路整備事業 ・橋梁整備事業
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業 ・宅地供給事業
公共交通（鉄道・バス）の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設整備促進事業 ・バス交通網整備事業 ・バス施設・設備整備事業 ・駅周辺整備事業
情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化整備事業 ・電子自治体推進事業

5 にぎわいと活力あるまちづくり（産業分野）

（1）農林業の振興

食の安全や地産地消など消費者とタイアップした時代が要請する農産物の生産を進めます。

森林の適正な管理のため、林道などの基盤整備を進めながら、地場産材の利活用や原木椎茸・きのこ類などの林産物、山菜などの副産物を活用した林業経営を推進しながら、森林の体験や観光・交流関連の利用を進めます。

（2）商工業の振興

北関東自動車道太田藪塚インターチェンジアクセス道路、国道50号前橋笠懸道路を活用しての企業誘致を推進し、経済の活性化を目指します。

新市南部の商業集積地では、買い物のしやすい環境づくりや魅力ある店舗づくりなどに努め、商業の活性化を図ります。また、農地や住宅地とのバランスのとれた商業集積地の発展を目指します。

既存の工業については、支援制度の周知と充実を図り、独自製品の生産加工など新しい魅力ある工業の創出を図ります。

（3）観光の振興

住民に教育文化的活用や交流・憩いの場として利用されている富弘美術館、岩宿遺跡、西鹿田中島遺跡、岩宿の里、草木湖、要害山や高津戸峡、ながめ公園（余興場）、小平の里などを観光・交流の地域資源として活用していきます。

また、新市の自然そのものを観光資源として位置づけ、歴史文化資源と結びつけ新しい観光ルートの設定やイベントの開催による魅力の創出に努めます。

（4）新産業の創出

観光や情報サービス業などの新規事業者が空き店舗などを利用し、SOHO用オフィスとしての活用や少ない初期投資で起業できるようなシステムと支援体制をつくります。

また、農林産物などの地域資源を活用した「ものづくり」や交流・体験などと連携した新規産業創出支援を行い、雇用環境の改善と新規雇用の創出に努めます。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名
農林業の振興	<ul style="list-style-type: none">・農林業基盤整備事業・交流体験型・観光型農林業推進事業・特産物開発促進・販路開拓事業・農林道整備事業・森林保全・多面的活用事業
商工業の振興	<ul style="list-style-type: none">・商工業振興事業・企業誘致促進事業
観光の振興	<ul style="list-style-type: none">・観光施設整備事業・広域観光ゾーン創設事業・観光PR・イベント促進事業
新産業の創出	<ul style="list-style-type: none">・新規産業創出支援事業

6 参加と協働のまちづくり（市民参加・行財政分野）

（1）市民参加の推進

広報広聴活動の充実と行政情報公開を進め、行政と市民が新市の現状や課題を共通認識できる環境を整え、信頼関係のもとにまちづくりを協力して推進できる体制整備に努めます。

（2）行財政運営

社会経済情勢や住民ニーズに的確に対応したまちづくりができるよう、機動性のある組織体制をつくっていきます。また、職員一人ひとりの能力の向上と意識改革により、まちづくりのエキスパートとしての自己確立を進めます。

多様化・増大化する行政需要に対応しながら、人・施設・予算などの行政資源の適切な運用、施策評価システムの導入などにより、市民の満足度の高い行政運営に取り組みます。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名
市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報・広聴活動充実事業・ 行政情報公開推進事業・ 住民参加ガイドライン制定・ コミュニティー活動活性化事業
行財政運営	<ul style="list-style-type: none">・ 施策・事務事業評価システム導入事業・ 住民サービス向上事業・ コスト削減推進事業・ 庁舎施設整備事業・ 新市総合計画の策定・ 職員能力開発事業・ 財政計画の策定

7 新市における群馬県事業の推進

新市の一体性の確保や均衡ある発展を図るため、群馬県と連携し、新市建設計画に位置づけられた県事業を重点的に促進し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

主 な 事 業	事 業 概 要
防犯施設・設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交番の設置（大間々地区）
流域関連公共下水道施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・東毛流域下水道（桐生処理区）水質浄化センターの拡張 ・東毛流域下水道（桐生処理区）高津戸・川内幹線の整備
治山・治水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川石田川流域調節池整備事業 ・（利根川支川）早川 火山砂防事業 ・治山事業（東地区） ・保安林管理道の整備（東地区）
幹線道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 122 号塩原バイパスの整備 ・国道 122 号の線形改良（東地区） ・北関東自動車道太田藪塚インターチェンジアクセス道路の整備 ・都市計画道路笠懸桐生大橋幹線道路の整備 ・都市計画道路大間々高津戸線道路の整備 ・主要地方道桐生伊勢崎線阿左美下原交差点の改良 ・主要地方道大間々世良田線鹿交差点の改良 ・主要地方道太田大間々線岩宿交差点の改良 ・一般県道根利八木原大間々線道路の整備 ・一般県道小平塩原線道路の整備 ・過疎代行村道花輪三区小夜戸大畑線道路の整備
農林業基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・早川貯水池の整備 ・大間々用水頭首工・導水路の整備 ・県営湛水防除事業（岡登地区） ・県営農地防災事業（渡良瀬川中央 I 期地区）
農林道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・林道梅田小平線の整備 ・林道塩沢小平線の整備 ・林道田沢小中線の整備 ・林道作原沢入線の整備

IV 公共施設の適正配置と整備

既存の公共施設の統合整備については、地域の特殊性やバランス、将来人口、財政に与える影響を考慮し、統合整備、除却などについて検討を行い、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら効率的な整備に努めます。

また、新たな公共施設の整備についても、財政状況等を考慮する中で、事業の効果等について十分検討するとともに、地域的なバランスに配慮しながら効率的な整備に努めます。

学校等については、地域の特性やバランス、将来人口を考慮しながら適正規模の運営、適正な配置について検討します。

V 財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、平成17年度から令和2年度までの16年間について過去の決算額や推計値を用いて普通会計の歳入・歳出を項目ごとに作成しています。

今回、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間を追加し、平成26年度から平成29年度までを決算額に置き換えました。

なお、平成30年度は決算見込額とし、令和元年度以降は予算額ベースでの推計値としました。

1 財政計画

(1) 歳入

①地方税

地方税については、過去の決算額の推移や今後の経済情勢及び将来の生産年齢人口などを勘案し推計しています。

②地方交付税

普通交付税については平成28年度以降の段階的縮減措置を加味し、現行制度に基づく交付税算定の見直しを加味しています。また、合併特例債などの元利償還金に係る交付税措置を見込んでいます。

③国庫支出金・県支出金

経常的な国・県支出金については、過去の決算額より推計し、新市建設計画に伴う国・県支出金を勘案して推計しています。

④地方債

新市建設計画に伴う合併特例債に加えて、現行の地方財政制度を基に、臨時財政対策債等を見込んでいます。

⑤その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等については、現行制度や過去の実績などから推計しています。

(2)歳出

①人件費

令和元年度を基準として推計しています。

②物件費

内部管理経費については抑制し、事務の効率化及び社会保障関係経費とする委託料の充実などを見込んで推計しています。

③扶助費

過去の決算額の推移から社会保障分の増額を見込んで推計しています。

④投資的経費

新市建設計画に位置付ける事業費及びその他の事業費を見込んで推計しています。

⑤公債費

合併前の起債に対する償還予定額と、新市建設計画に伴う合併特例債などの起債に係る償還見込額を推計しています。

⑥積立金

基金利子積立金を見込み推計しています。

⑦繰出金

国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者会計、下水道会計等への繰出しを過去の決算額推移より推計しています。

⑧その他

維持補修費、補助費等については、過去の実績を基に見込んでいます。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	5,697	5,802	6,375	6,378	6,149	6,081	6,193	6,065	6,101	6,118	6,076
地方譲与税	441	644	244	235	220	214	209	195	186	176	185
交付金	889	869	760	715	690	680	640	612	643	710	1,118
地方交付税	3,157	3,538	3,329	3,600	3,569	3,980	4,352	4,381	4,471	4,402	4,523
分担金及び負担金	191	217	217	236	296	291	298	322	316	294	293
使用料及び手数料	542	479	453	445	406	377	319	307	303	295	287
国庫支出金	687	1,131	1,466	1,311	2,754	2,321	2,047	1,923	2,254	2,455	2,378
県支出金	1,048	958	1,019	1,019	1,381	1,403	1,389	1,369	1,381	1,602	2,338
財産収入	620	401	512	478	482	452	363	351	378	380	394
繰入金・繰越金	4,776	1,944	1,245	1,610	1,766	852	762	404	485	1,293	879
諸収入・その他	517	557	380	370	616	627	657	661	624	593	948
地方債	999	719	1,522	1,626	1,253	1,665	1,405	1,694	1,717	2,025	1,504
歳入合計	19,564	17,259	17,522	18,023	19,582	18,943	18,634	18,284	18,859	20,343	20,923

(単位：百万円)

区 分	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	6,139	6,258	6,324	6,033	5,979	5,885	5,885	5,885	5,816	5,816
地方譲与税	183	183	184	189	198	198	204	204	204	212
交付金	987	1,083	1,119	1,112	1,188	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
地方交付税	4,298	3,995	3,844	3,780	3,675	3,792	3,865	3,869	3,885	3,882
分担金及び負担金	293	218	234	160	123	123	123	123	123	123
使用料及び手数料	285	279	249	251	251	251	251	251	251	251
国庫支出金	2,509	2,465	2,327	2,609	3,333	3,341	2,576	2,818	2,818	2,533
県支出金	1,588	1,470	1,414	2,041	1,771	1,706	1,706	1,706	1,636	1,636
財産収入	384	369	397	385	385	385	385	385	385	385
繰入金・繰越金	1,421	2,044	1,847	1,796	2,024	1,727	1,761	1,815	1,854	1,889
諸収入・その他	717	426	392	380	380	380	380	380	380	380
地方債	1,056	1,389	1,364	2,089	2,021	1,905	1,179	1,408	1,341	1,070
歳入合計	19,860	20,179	19,695	20,825	21,328	20,879	19,501	20,030	19,879	19,363

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	3,318	3,101	3,227	3,226	3,185	3,177	3,221	3,066	2,927	3,066	3,013
物件費	3,364	2,470	2,462	2,400	2,605	2,721	2,567	2,446	2,483	2,645	3,057
維持補修費	148	40	100	54	68	44	49	52	73	53	77
扶助費	1,906	2,580	2,763	2,844	3,017	3,790	3,926	3,999	4,016	4,318	4,467
補助費等	1,900	2,129	2,287	2,106	3,199	2,056	1,942	1,988	2,109	2,356	2,384
投資の経費	2,401	1,237	2,438	2,515	2,755	2,257	1,627	1,641	2,035	2,332	2,793
公債費	1,440	1,460	1,369	1,400	1,588	1,419	1,522	1,463	1,486	1,471	1,474
積立金	1,668	577	238	103	112	327	733	562	136	341	347
投資・出資・貸付金	118	85	83	209	329	316	335	286	205	154	107
繰出金	1,772	1,670	1,639	2,113	1,670	1,806	1,666	1,815	2,137	2,173	2,110
歳出合計	18,035	15,349	16,606	16,970	18,528	17,913	17,588	17,318	17,607	18,909	19,829

(単位：百万円)

区 分	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人件費	2,971	3,015	3,065	3,121	3,224	3,254	3,268	3,291	3,320	3,350
物件費	3,001	2,941	2,992	3,484	3,570	3,564	3,547	3,547	3,547	3,547
維持補修費	97	123	180	170	170	170	170	170	170	170
扶助費	4,712	4,742	4,633	4,857	4,887	4,917	4,947	4,977	5,007	5,037
補助費等	2,087	2,278	2,751	2,715	2,521	2,516	2,510	2,497	2,497	2,497
投資の経費	1,656	1,934	1,632	3,211	3,695	3,100	1,555	2,037	1,897	1,327
公債費	1,506	1,423	1,374	1,347	1,360	1,447	1,581	1,589	1,531	1,540
積立金	100	295	79	40	40	40	40	40	40	40
投資・出資・貸付金	75	61	38	92	63	63	63	63	63	63
繰出金	2,213	2,181	1,425	1,788	1,798	1,808	1,820	1,819	1,807	1,792
歳出合計	18,418	18,993	18,169	20,825	21,328	20,879	19,501	20,030	19,879	19,363

笠懸町・大間々町・東村合併協議会

みどり市

〒379-2395

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL : 0277-76-0962 FAX : 0277-76-2449

ホームページ : <http://www.city.midori.gunma.jp/>

Eメール : kikaku@city.midori.gunma.jp
